

業務委託共通仕様書（平成 28 年 9 月）の正誤表

平成 29 年 1 月 31 日更新

編	変更年月日	変更内容			備考
		頁	誤	正	
I 第 1 編	平成 29 年 1 月 31 日	(I)1-12	I-1-1-1-3 3 5 (5) 酸素欠乏症等(酸素欠乏症等防止規則による。)の恐れのある場所では、第 3 編添付資料 4 酸素欠乏症等危険作業計画書に示す酸素欠乏症等危険作業計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。	I-1-1-1-3 3 5 (5) 酸素欠乏症等(酸素欠乏症等防止規則による。)の恐れのある場所では、第 3 編添付資料 5 酸素欠乏症等危険作業計画書に示す酸素欠乏症等危険作業計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。	誤記
〃	〃	〃	I-1-1-1-3 3 5 (6) 下水処理場、抽水所(ポンプ場)等の稼動状況と関連する施設において作業する場合は、V 各種業務委託仕様書添付資料 2 ポンプ操作を伴う請負工事等の連絡体制マニュアル(案)に基づき、安全確保を図るとともに、事前に当該施設管理者と十分に打合せを行ったうえで作業を実施しなければならない。	I-1-1-1-3 3 5 (6) 下水処理場、抽水所(ポンプ場)等の稼動状況と関連する施設において作業する場合は、V 各種業務委託共通仕様書第 3 編添付資料 2 ポンプ操作を伴う請負工事等の連絡体制マニュアル(案)に基づき、安全確保を図るとともに、事前に当該施設管理者と十分に打合せを行ったうえで作業を実施しなければならない。	〃

業務委託共通仕様書（平成 28 年 9 月）の正誤表

平成 29 年 1 月 31 日更新

編	変更年月日	変更内容			備考
		頁	誤	正	
I 第 1 編	平成 29 年 1 月 31 日	(I)1-13	I-1-1-1-3 3 5 (7) 城北川大川口水門と城北寝屋川水門において潜水作業を伴う業務や、河川に転落する恐れのある作業を行う場合は、V 各種業務委託仕様書添付資料 <u>9</u> 水門施設等点検実施に係る連絡等手順に基づき、安全確保を図るとともに、関連する施設管理者と十分に打合せを行ったうえ作業を実施しなければならない。	I-1-1-1-3 3 5 (7) 城北川大川口水門と城北寝屋川水門において潜水作業を伴う業務や、河川に転落する恐れのある作業を行う場合は、V 各種業務委託 <u>共通</u> 仕様書 <u>第 3 編</u> 添付資料 <u>7</u> 水門施設等点検実施に係る連絡等手順に基づき、安全確保を図るとともに、関連する施設管理者と十分に打合せを行ったうえ作業を実施しなければならない。	誤記
I 第 2 編	〃	(I)2-95	I-2-6-3-1 共同溝設計は次の区分により行うものとする。 <u>。</u>	I-2-6-3-1 共同溝設計は次の区分により行うものとする。 <u>。</u>	〃
I 第 2 編 【添付資料】 3	〃	(I)2-添 31	【機械関係】 No. 6 編集又は発行所名 水門鉄管協会	【機械関係】 No. 6 編集又は発行所名 <u>編集：水門鉄管協会</u> <u>発行：電力土木技術協会</u>	〃
〃	〃	(I)3-6	I-3-1-1-1 1 2 (2) オ 数量計算書は <u>FD</u> 又は <u>CD</u> カ A 4 判 <u>原稿 + FD</u> 又は <u>CD</u>	I-3-1-1-1 1 2 (2) オ <u>A 4 判 (数量計算書含む)</u> カ A 4 判	〃

業務委託共通仕様書（平成 28 年 9 月）の正誤表

平成 29 年 1 月 31 日更新

編	変更年月日	変更内容			備考
		頁	誤	正	
I 第 3 編	平成 29 年 1 月 31 日	(I)3-6	I-3-1-1-1 1 2 (3) オ 数量計算書はFD又はCD カ A 4判原稿+FD又はCD	I-3-1-1-1 1 2 (3) オ <u>A 4判 (数量計算書含む)</u> カ A 4判	誤記
〃	〃	〃		<u>4業務データ</u> <u>下記の業務データをCD-R等に整理したもの。ただし、第3者の著作権が存在するものは除く。</u> <u>・提出図書データ 2枚 (PDFとCAD)</u> <u>※CADのデータ形式についてはDWG形式を標準とするが、提出前に監督職員に確認すること。</u>	追記
〃	〃	(I)3-16	I-3-5-3-1 増設実施設計（基本設計）業務は、次の作業を行い、増設実施設計（基本設計）図書として、まとめなければならない。図書の作成は、 <u>I-3-5-1-1</u> 実施設計（基本設計）図書の作成に関する作業に準じるものとする。	I-3-5-3-1 増設実施設計（基本設計）業務は、次の作業を行い、増設実施設計（基本設計）図書として、まとめなければならない。図書の作成は、 <u>I-3-5-1-1</u> 実施設計（基本設計）図書の作成に関する作業に準じるものとする。	誤記

業務委託共通仕様書（平成 28 年 9 月）の正誤表

平成 29 年 1 月 31 日更新

編	変更年月日	変更内容			備考
		頁	誤	正	
Ⅱ第1編	平成 29 年 1 月 31 日	(Ⅱ)1-12	Ⅱ-1-1-1-3 4 5 (7) 下水処理場、抽水所(ポンプ場)等の稼動状況と関連する施設において作業する場合は、V 各種業務委託共通仕様書第 5 編添付資料 2 ポンプ操作を伴う請負工事等の連絡体制マニュアル(案)に基づき、安全確保を図るとともに、事前に当該施設管理者と十分に打合せを行った上で作業を実施しなければならない。	Ⅱ-1-1-1-3 4 5 (7) 下水処理場、抽水所(ポンプ場)等の稼動状況と関連する施設において作業する場合は、V 各種業務委託共通仕様書第 3 編添付資料 2 ポンプ操作を伴う請負工事等の連絡体制マニュアル(案)に基づき、安全確保を図るとともに、事前に当該施設管理者と十分に打合せを行った上で作業を実施しなければならない。	誤記
Ⅱ第2編	〃	(Ⅱ)2-1	Ⅱ-2-2-1-2 表 I-2-2-1	Ⅱ-2-2-1-2 表 II-2-2-1	〃
Ⅲ第1編	〃	(Ⅲ)1-12	Ⅲ-1-1-1-3 4 5 (6) 酸素欠乏症等(酸素欠乏症等防止規則による。)の恐れのある場所では、I 土木設計等業務委託共通仕様書添付資料 1 酸素欠乏症等危険作業計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。	Ⅲ-1-1-1-3 4 5 (6) 酸素欠乏症等(酸素欠乏症等防止規則による。)の恐れのある場所では、I 土木設計等業務委託共通仕様書第 3 編添付資料 5 酸素欠乏症等危険作業計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。	〃

業務委託共通仕様書（平成 28 年 9 月）の正誤表

平成 29 年 1 月 31 日更新

編	変更年月日	変更内容			備考
		頁	誤	正	
Ⅲ第 1 編	平成 29 年 1 月 31 日	(Ⅲ)1-12	Ⅲ-1-1-1-3 4 5 (7) 下水処理場、抽水所(ポンプ場)等の稼動状況と関連する施設において作業する場合は、V 各種業務委託共通仕様書添付資料 2 ポンプ操作を伴う請負工事等の連絡体制マニュアル(案) <u>1</u> に基づき、安全確保を図るとともに、事前に当該施設管理者と十分に打合せを行った上で作業を実施しなければならない。	Ⅲ-1-1-1-3 4 5 (7) 下水処理場、抽水所(ポンプ場)等の稼動状況と関連する施設において作業する場合は、V 各種業務委託共通仕様書 <u>第 3 編</u> 添付資料 2 ポンプ操作を伴う請負工事等の連絡体制マニュアル(案)に基づき、安全確保を図るとともに、事前に当該施設管理者と十分に打合せを行った上で作業を実施しなければならない。	誤記
Ⅲ第 3 編 【添付資料】 1	〃	(Ⅲ)2-添 2	10 角度 図 <u>●●</u> ボーリング角度の表示例	10 角度 図 <u>1</u> ボーリング角度の表示例	〃
〃	〃	〃	11 方向 図 <u>●●</u> ボーリングの方向表示例	11 方向 図 <u>2</u> ボーリングの方向表示例	〃
〃	〃	〃	12 地盤勾配 図 <u>●●</u> 地盤勾配の表示例	12 地盤勾配 図 <u>3</u> 地盤勾配の表示例	〃
〃	〃	(Ⅲ)2-添 3	図 <u>●●</u> 土質ボーリング柱状図様式	図 <u>4 (a)</u> 土質ボーリング柱状図様式	〃
〃	〃	(Ⅲ)2-添 4	図 <u>●●</u> 土質ボーリング柱状図様式	図 <u>4 (b)</u> 土質ボーリング柱状図様式	〃
〃	〃	(Ⅲ)2-添 5	15 標高 標高については、1 <u>9</u> . の土質区分協会ごとにその絶対標高を記入する。	15 標高 標高については、1 <u>8</u> . の土質区分協会ごとにその絶対標高を記入する。	〃

業務委託共通仕様書（平成 28 年 9 月）の正誤表

平成 29 年 1 月 31 日更新

編	変更年月日	変更内容			備考
		頁	誤	正	
Ⅲ第3編 【添付資料】1	平成 29 年 1 月 31 日	(Ⅲ)2-添 5	18 柱状図、土質区分 柱状図および土質区分は地盤工学会基準「地盤材料の工学的分類方法」(表●●、●●)を基調に下図のように記入する。 ①土質については第1分類によって記入し、必要に応じて例えば図3.6のように第2分類との組合せとする。	18 柱状図、土質区分 柱状図および土質区分は地盤工学会基準「地盤材料の工学的分類方法」(表3、4)を基調に図4のように記入する。 ①土質については第1分類によって記入し、必要に応じて例えば図5のように第2分類との組合せとする。	誤記
〃	〃	〃	図●● 第1分類と第2分類の組合わせ例	図5 第1分類と第2分類の組合わせ例	〃
〃	〃	(Ⅲ)2-添 6	②互層については、おおよその構成比によって欄を縦割にし、次の図●●のように記入する。	②互層については、おおよその構成比によって欄を縦割にし、次の図6のように記入する。	〃
〃	〃	〃	図●● 互層の表示例	図6 互層の表示例	〃

業務委託共通仕様書（平成 28 年 9 月）の正誤表

平成 29 年 1 月 31 日更新

編	変更年月日	変更内容			備考
		頁	誤	正	
Ⅲ第3編 【添付資料】1	平成 29 年 1 月 31 日	(Ⅲ)2-添 6	④ 表土、埋土、廃棄物については、第3分類を用いて記入し、記事の欄に土質材料を記載する。ここでの区分は肉眼判定で行う場合を示したものである。肉眼判定の場合には、地盤材料の工学的分類方法における粒度やコンシステンシーによる区分の境界をはっきりと判断することが困難であるが、表●●示されるように一般に○○質と呼ばれるものは、その含有量が多く、○○混りと呼ばれるものはその含有量が少ないものを指すと考えてよい。また肉眼判定では、シルトは一部の粘性土を含めて判定されることがあり、得に含水比の低い粘性土ではシルトと判定されることもあるので注意が必要である。粒度試験や液性限界・塑性限界試験を実施したときは、その結果に基づき地盤材料の工学的分類方法に従って2 <u>3</u> . 空欄に記入する。	④ 表土、埋土、廃棄物については、第3分類を用いて記入し、記事の欄に土質材料を記載する。ここでの区分は肉眼判定で行う場合を示したものである。肉眼判定の場合には、地盤材料の工学的分類方法における粒度やコンシステンシーによる区分の境界をはっきりと判断することが困難であるが、表 <u>3</u> 示されるように一般に○○質と呼ばれるものは、その含有量が多く、○○混りと呼ばれるものはその含有量が少ないものを指すと考えてよい。また肉眼判定では、シルトは一部の粘性土を含めて判定されることがあり、得に含水比の低い粘性土ではシルトと判定されることもあるので注意が必要である。粒度試験や液性限界・塑性限界試験を実施したときは、その結果に基づき地盤材料の工学的分類方法に従って2 <u>2</u> . 空欄に記入する。	誤記
〃	〃	〃	図●● 土質柱状図記号	図 <u>7</u> 土質柱状図記号	〃
〃	〃	(Ⅲ)2-添 9	表●● 地盤材料の工学的分類工法	表 <u>3</u> 地盤材料の工学的分類工法	〃

業務委託共通仕様書（平成 28 年 9 月）の正誤表

平成 29 年 1 月 31 日更新

編	変更年月日	変更内容			備考
		頁	誤	正	
Ⅲ第 3 編 【添付資料】 1	平成 29 年 1 月 31 日	(Ⅲ)2- 添 10	表●● 地盤材料の分類名と現場土質との対応	表 4 地盤材料の分類名と現場土質との対応	誤記
Ⅳ第 1 編	〃	(Ⅳ)1-6	Ⅳ-1-1-1-1 6 4 受注者は、 <u>共通仕様書 I 土木設計等業務委託【添付資料】に定める「下水道電子納品要領（以下「要領」という。）」</u> に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。	Ⅳ-1-1-1-1 6 4 受注者は、I 土木設計等業務委託 <u>共通仕様書添付資料 4 下水道電子納品作成要領</u> （以下「要領」という。）に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。	〃
〃	〃	(Ⅳ)1-12	Ⅳ-1-1-1-3 2 5（5） 受注者は、酸素欠乏症等（酸素欠乏症等防止規則による。）の恐れのある場所では、 <u>共通仕様書 V 各種業務委託仕様書【添付資料】2 酸素欠乏症等危険作業計画書</u> を作成し、監督職員に提出しなければならない。	Ⅳ-1-1-1-3 2 5（5） 受注者は、酸素欠乏症等（酸素欠乏症等防止規則による。）の恐れのある場所では、 <u>I 土木設計等業務委託共通仕様書第 3 編添付資料 5 酸素欠乏症等危険作業計画書</u> を作成し、監督職員に提出しなければならない。	〃

業務委託共通仕様書（平成 28 年 9 月）の正誤表

平成 29 年 1 月 31 日更新

編	変更年月日	変更内容			備考
		頁	誤	正	
IV第1編	平成 29 年 1 月 31 日	(IV)1-12	IV-1-1-1-3 2 5 (6) 受注者は、下水処理場、抽水所(ポンプ場)等の稼動状況と関連する施設において作業する場合は、 共通仕様書 V各種業務委託仕様書【添付資料】 3 ポンプ操作を伴う請負工事等の連絡体制マニュアル(案)に基づき、安全確保を図るとともに、事前に当該施設管理者と十分に打合せを行った上で作業を実施しなければならない。	IV-1-1-1-3 2 5 (6) 受注者は、下水処理場、抽水所(ポンプ場)等の稼動状況と関連する施設において作業する場合は、V各種業務委託 共通 仕様書 第3編 添付資料 2 ポンプ操作を伴う請負工事等の連絡体制マニュアル(案)に基づき、安全確保を図るとともに、事前に当該施設管理者と十分に打合せを行った上で作業を実施しなければならない。	誤記
V第1編	〃	(V)1-6	V-1-1-1-1 5 5 受注者は、I 土木設計等業務委託仕様書第3編添付資料 6 下水道電子納品作成要領(以下「要領」という。)に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。	V-1-1-1-1 5 5 受注者は、I 土木設計等業務委託 共通 仕様書第3編添付資料 4 下水道電子納品作成要領(以下「要領」という。)に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。	〃

業務委託共通仕様書（平成 28 年 9 月）の正誤表

平成 29 年 1 月 31 日更新

編	変更年月日	変更内容			備考
		頁	誤	正	
V 第 1 編	平成 29 年 1 月 31 日	(V)1-12	V-1-1-1-2 9 5 (6) 酸素欠乏症等(酸素欠乏症等防止規則による。)の恐れのある場所では、I 土木設計等業務委託仕様書第 3 編添付資料 4 酸素欠乏症等危険作業計画書に示す酸素欠乏症等危険作業計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。	V-1-1-1-2 9 5 (6) 酸素欠乏症等(酸素欠乏症等防止規則による。)の恐れのある場所では、I 土木設計等業務委託 共通 仕様書第 3 編添付資料 5 酸素欠乏症等危険作業計画書に示す酸素欠乏症等危険作業計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。	誤記
〃	〃	〃	V-1-1-1-2 9 5 (7) 下水処理場、抽水所(ポンプ場)等の稼動状況と関連する施設において作業する場合は、添付資料 2 ポンプ操作を伴う請負工事等の連絡体制マニュアル(案)に基づき、安全確保を図るとともに、事前に当該施設管理者と十分に打合せを行ったうえで作業を実施しなければならない。	V-1-1-1-2 9 5 (7) 下水処理場、抽水所(ポンプ場)等の稼動状況と関連する施設において作業する場合は、 第 3 編 添付資料 2 ポンプ操作を伴う請負工事等の連絡体制マニュアル(案)に基づき、安全確保を図るとともに、事前に当該施設管理者と十分に打合せを行ったうえで作業を実施しなければならない。	〃

業務委託共通仕様書（平成 28 年 9 月）の正誤表

平成 29 年 1 月 31 日更新

編	変更年月日	変更内容			備考
		頁	誤	正	
V第1編	平成 29 年 1 月 31 日	(V)1-12	V-1-1-1-2 9 5 (8) 城北川大川口水門と城北寝屋川水門において潜水作業を伴う業務や、河川に転落する恐れのある作業を行う場合は、添付資料 7 水門施設等点検実施に係る連絡手順に基づき、安全確保を図るとともに、関連する施設管理者と十分に打合せを行ったうえ作業を実施しなければならない。	V-1-1-1-2 9 5 (8) 城北川大川口水門と城北寝屋川水門において潜水作業を伴う業務や、河川に転落する恐れのある作業を行う場合は、 第3編 添付資料 7 水門施設等点検実施に係る連絡手順に基づき、安全確保を図るとともに、関連する施設管理者と十分に打合せを行ったうえ作業を実施しなければならない。	誤記
V第3編	〃	(V)3-8	第7節 2 汚泥等・がれき類の搬入先は、設計図書にて指定するものとするが、監督職員が搬入先の変更を指示した場合は、その指示に従うものとする。なお、指定する搬入先が大野浚渫土砂中継基地の場合は、添付資料 4 大野浚渫土砂中継基地搬入要領を遵守し搬入するものとする。	第7節 2 汚泥等・がれき類の搬入先は、設計図書にて指定するものとするが、監督職員が搬入先の変更を指示した場合は、その指示に従うものとする。なお、指定する搬入先が大野浚渫土砂中継基地の場合は、 第3編 添付資料 4 大野浚渫土砂中継基地搬入要領を遵守し搬入するものとする。	〃

業務委託共通仕様書（平成 28 年 9 月）の正誤表

平成 29 年 1 月 31 日更新

編	変更年月日	変更内容			備考
		頁	誤	正	
V 第 3 編	平成 29 年 1 月 31 日	(V)3-13	第 3 節 2 管きょ調査は、添付資料 3 下水管きょ調査報告書の作成要領に基づき、テレビカメラを用いた調査の場合には収録した画面で、目視による調査の場合にはデジタルカメラで撮影した写真で、各々必要な内容が全て確認できるよう、事前に十分検討し実施しなければならない。	第 3 節 2 管きょ調査は、 第 3 編 添付資料 3 下水管きょ調査報告書の作成要領に基づき、テレビカメラを用いた調査の場合には収録した画面で、目視による調査の場合にはデジタルカメラで撮影した写真で、各々必要な内容が全て確認できるよう、事前に十分検討し実施しなければならない。	誤記
〃	〃	〃	第 3 節 6 管きょ調査における写真撮影及び報告書等は、添付資料 3 下水管きょ調査報告書の作成要領及び V - 3 - 1 - 3 - 1 1 業務写真の規定に基づき作成するものとする。	第 3 節 6 管きょ調査における写真撮影及び報告書等は、 第 3 編 添付資料 3 下水管きょ調査報告書の作成要領及び V - 3 - 1 - 3 - 1 1 業務写真の規定に基づき作成するものとする。	〃
V 第 3 編 【添付資料】 2	〃	表紙	2 ポンプ操作を 行 う請負工事等の連絡体制マニュアル（案）	2 ポンプ操作を 伴 う請負工事等の連絡体制マニュアル（案）	〃
〃	〃	(V)3- 添 29	本市降雨情報システム URL http://www.city.osaka.jp/ame	本市降雨情報システム URL http://www.ame.city.osaka.lg.jp/pweb	〃

業務委託共通仕様書（平成 28 年 9 月）の正誤表

平成 29 年 1 月 31 日更新

編	変更年月日	変更内容			備考
		頁	誤	正	
V第3編 【添付資料】2	平成 29 年 1 月 31 日	(VI)-前-14	配置技術者手持業務報告書 <input type="checkbox"/> 管理技術者 <input type="checkbox"/> 照査技術者 <input type="checkbox"/> 担当技術者	配置技術者手持業務報告書 <input type="checkbox"/> 管理技術者 <input type="checkbox"/> 担当技術者	誤記

※ページの打ち替えに伴い、目次等も更新しております。